

退職した後も「傷病手当金」を申請される方へ

退職後の傷病手当金の申請には、「傷病手当金請求書」に以下の書類を添付してご提出ください。

1. 「傷病手当金支給申請書 退職後継続給付①」(毎月)
 2. 「傷病手当金支給申請書 退職後継続給付②」(毎月)
 3. 「念書」(今回のみ)
 4. 離職票発行ありの方は、ハローワーク発行の「雇用保険受給資格延長通知書」のコピー
離職票発行なしの方は、事業主が証明した「離職票不交付理由書(理由記載のもの)」の原本
- ※以上の添付書類が揃わないと支給審査が出来ませんのでご注意ください。

※「傷病手当金」は「ケガや病気での欠勤により会社から給与が支給されなくなった場合に生活費を補うために支給するもの」との考え方から、給与が1ヶ月に1度支払われるのと同じように、1ヶ月毎の申請をお願いしております。

1. 支給要件

- ①資格喪失日の前日(退職日)までに被保険者期間が継続して1年以上あること
 - ②資格喪失日の前日(退職日)時点で傷病手当金を受給していること(または受給資格があること)
 - ③資格喪失(退職)後も同一傷病で労務不能状態が続いていること(医師が労務不能と認めていること)
- ※資格喪失日の前日(退職日)に出勤した場合、受給権を満たさないため退職日以降の傷病手当金が支給されません。
- ④雇用保険失業給付金を受給していないこと
- ※雇用保険失業給付金を受給したことは労働の意思及び能力があったとの認定が職安(ハローワーク)でなされたこととなりますので、労務不能を支給要件とする傷病手当金の申請はできません。

2. 支給期間

支給開始日より1年6ヶ月(資格喪失(退職)後は断続して受けることはできません)
※1日でも「受給できない日(労務可能な日)」があれば、再び労務不能になったとしてもその後の傷病手当金は支給できません。

3. 傷病手当金の支給調整

障害厚生年金(同一傷病)・障害手当金(同一傷病)・老齢厚生年金等を受けている場合「傷病手当金」は支給されません。
ただし、受給日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。
その際は金額を確認する必要がありますので、年金受給額がわかる
○直近の年金振込通知書
○年金改定通知書
○裁定通知書
○年金証書等のコピーを添付してください。

※「傷病手当金」受給中に、年金給付が新たに発生した場合、年金改定があった場合には、速やかに健康保険組合へ報告するとともに、差額を健康保険組合へ返金していただくことになります。(健康保険組合から返金依頼書を発行します)

送付先 〒112-0002
東京都文京区小石川1-1-1
文京ガーデンゲートタワー19階
鉄道弘済会健康保険組合
給付担当 宛

ご不明な点がございましたら、傷病手当金担当までご連絡ください。
(土日祝日を除く 10:00~16:00)